日時 令和3年10月19日(火) (書面会議により開催)

- 議題 (1) 地域移行パンフレットについて(報告) 【地域移行支援専門部会】
 - (2) その他(事務連絡)
 - ① 手話言語条例について
 - ② 日中サービス支援型共同生活援助見学会について
 - ③ Web 会議の導入に係る意向確認について
 - ④ 令和3年度本会議及び専門部会開催状況及び予定について

議事録署名者 田中幸一委員、渡邊敬江委員

議事要旨

1 議題

- (1) 地域移行パンフレットについて(報告)【地域移行支援専門部会】 資料の配布により報告 各委員の主な意見及び専門部会回答は別紙のとおり
- (2) その他(事務連絡) 資料の配布により報告 各委員の主な意見及び事務局回答は別紙のとおり

議題1 地域移行パンフレットについて(報告)【地域移行支援専門部会】

意見者	戦移行ハンフレットについて(報告)【地域移行支援専門部会】 御提出いただいた意見書のまとめ)	回答
思兄白	(神灰山いたたいた思兄者のよとの)	
榊原委員	泊体験」も並行して利用できるのではないか。	貴重なご意見ありがとうございます。次回パンフレット内容 見直し時に部会で協議し、内容の変更を検討いたします。 変更前にパンフレットを活用する場合、口頭で説明いたしま す。
田中委員	部会に参加しているので、意見は特にありませんが、研修会に活用することで、パンフレットの 仕上がりと、どのようにパンフレットを活用していただくか、考えられる機会になると思います。	貴重なご意見ありがとうございます。
杉浦委員	勉強会はとても良いと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。年度内に勉強会の開 催ができるよう進めてまいります。
安井委員	//Co	貴重なご意見ありがとうございます。次回パンフレット内容 見直し時に部会で協議し、内容の変更を検討いたします。 関係者の想いが少しでも文章等で伝えられるよう心がけま す。
髙須委員		貴重なご意見ありがとうございます。勉強会では、専門用語でわかりにいくと思われる用語について、わかりやすく説明するよう心がけます。また、制度の内容をイメージしやすいよう伝えることも心がけます。
佐藤委員	非常にわかりにくい。(情報の詰め込みすぎ) 対象が、本人なのか、事業所なのか、どこに向けて情報を発信しているか不明である。	貴重なご意見ありがとうございます。文章量が多くなり、わかりにくいパンフレットだという意見が部会でもありました。このパンフレットは原則「精神障がいの退院支援・地域移行支援に携わる関係者向け」としているため、わかりにくい内容はしっかり勉強会で説明するよう心がけます。
冨沢委員	どの地域生活支援事業で、地域相談支援給付の地域移行支援については今回初めて知りました。 このパンフレットは支援に携わる人に渡すものですが、当事者の方に渡すものをつくる際は、地域社会に戻ったときに想像される困り感(例えば、どのようにアパートを探せばいいか分からない)に応じるサービスであることが分かりやすく書かれているといなと思いました。	貴重なご意見ありがとうございます。地域移行支援・地域 定着支援の障がい福祉サービスが少しでも多くの関係者 の目にとまり、「制度の具体的活用」につながっていくよう取
荻野委員	ものではないかと思える人院思名も、本人に返院に対しての息向か持てるかは別物と考えま す。退院を希望する人という前提があり、退院するための方法を説明するパンフレットなのかな 上思います。本人向はではないが、退院を説明するパンフレットになれば医療関係者向はとな	貴重なご意見ありがとうございます。このパンフレットは「精神障がいの退院支援・地域移行支援に携わる関係者向け」として作成しております。医療機関や福祉関係機関、保健所、行政等がチームになって退院支援・地域移行支援・地域定着支援を行っていくイメージをつかんでもらうことを目的としておりますが、対象者や活用方法については勉強会の結果を踏まえて改めて部会等で検討させていただきます。

西脇委員		貴重なご意見ありがとうございます。家族並びに当事者の 方に対するパンフレット内容の検討、当部会で行っていくの がよいのか、改めて部会等で検討させていただきます。部 会でも引き続き貴重なご意見をいただけますと幸いです。
杉木委員	いるとあります。それから何年も経っていると思うのですが、それが今どうなっているのか。そし	貴重なご意見ありがとうございます。地域移行支援が個別給付化され10年が経過するなか、過去の取組の評価や、現状の分析などまだまだ取り組めていない部分があります。1ページ目に、そういった内容が記載できると、より説得力のあるパンフレットになると思います。改めて、部会等で検討させていただきます。
柴田委員	れてれ時系列で記載したはつかよい。 また、退院意欲を取り戻す支援として、どのような支援が病院においてなされているかの例示も 利田者にとって、より興味を示すことになるうと思われます。(せっかく立派な表を作るなら、まう	貴重なご意見ありがとうございます。このパンフレット、全体的に判りづらい内容となっている件、改めて部会等で検討いたします。また、パンフレットを使った勉強会を開催する際には、退院意欲を取り戻す支援について意見交換等行います。
渡邊委員	」6、とけあるのかとうかもいた思いました。夏休郎には歯臓由しはとのくらいの人数の数差	貴重なご意見ありがとうございます。関係者以外にとってイメージがしにくい内容になっているため、一般の方にも普及啓発できる仕組みを部会等で検討いたします。対象者の現状把握もしっかり行えるように取り組みます。

議題2 その他

意見者	(御提出いただいた意見書のまとめ)	回答
田中委員	特にありませんが、見学会については関心を持っております。しかしながら、入所施設にて従事していることから、もう少し時期をみながら、いずれ見学させていただければと思っております。	貴重なご意見ありがとうございます。
三浦(宏) 委員	手話言語条例(素案)について、「ろう」は聴覚に障がいのある方全般を意味する言葉なので、 「ろう者」として手話を使う方だけに限定した定義をすることは、適当ではないと思われます。	「ろう者」が必ずしも手話を使用する聴覚障がい者を指す ものではないことは承知しているところですが、あくまで本 条例における定義の用語として使用しております。
狄 對 安貝	聴覚障がい者にとって手話は簡易に使える会話ツールとしてとても便利なものかと想像します。今回の手話言語条例の制定には、条例を必要とする事態があったのでしょうか。市民の中には手話の認知は高いものがあると思います。ただ使うことはできませんが。最近ではスマホなどでも会話を即時文章化でき、手話以外でも会話が可能になったように思います。手話に限定した条例とするのか、より広い意味を持たせたいのか、当事者ではないので分かりませんが、手話を知らない者から見ますと、もう一考されてもいいのかと思いました。	条例制定の背景として、関係団体からの長年継続した要望がされている状況があります。また、手話がろう者にとって単なるコミュニケーションの道具ではなく、音声言語と同じく独自の体系を有する言語であり、文化的な社会生活を送るための基盤となることから、その獲得と選択が保障されることが重要と考えており、手話に限定した条例となっております。
杉木委員	手話言語条例、実現することを願います。	貴重なご意見ありがとうございます。
柴田委員	手話言語条例について、近隣の市ではすでに施行されていたので、岡崎市も制定されること、安心しました。他の市では市政だより(公報)などに手話単語が紹介されていたり、学校で取り上げたり、身近なことになりつつあるので、岡崎市の取り組みにも期待しています。条例ができた後、具体的には何がどう変わるのか例をあげてくれたらわかりやすいと思います。	手話が言語であることについて、多くの方に知っていただくことが重要と考えております。そのため、手話に関する研修や市民向け講座などの啓発を実施し、市民にとって手話が身近なものとなるよう取り組んでまいります。